鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６９号

鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第１３条第１項及び第２５条の規定に基づき、認定こども園に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は、認定こども園法の例による。

（学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第３条　認定こども園法第１３条第１項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

（水準の向上）

第４条　市長は、鳥取市社会福祉審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。

（幼保連携型認定こども園に関する審議会）

第５条　認定こども園法第２５条に規定する合議制の機関は、鳥取市社会福祉審議会とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成２７年４月１日において現に存する幼保連携型認定こども園については、この条例の施行の日から平成３２年３月３１日までの間は、この条例の規定は適用せず、鳥取県認定こども園に関する条例（平成２６年鳥取県条例第４３号）附則第２条の規定を準用する。

第３条　平成２７年４月１日において現に存する施設を用いる幼保連携型認定こども園については、規則で定めるところにより、この条例の規定の特例を設けることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

第４条　別表職員配置の項第３項の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、平成３２年３月３１日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

２　前項の場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第５条　１日につき８時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下「配置義務職員」という。）については、平成３２年３月３１日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはな

らない。

第６条　前２条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は市長が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の３分の１を超えてはならない。

第７条　認定こども園の設置者は、市長が別に定めるところにより、同等職員等に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。

別表（第３条関係）

| 項目 | 基準 |
| --- | --- |
| 基本方針 | 1　明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、子どもが心身ともに健やかに育成することを目指して運営すること。<br>2　子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して運営すること。<br>3　地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。<br>4　子どもの国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行わないこと。<br>5　子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。<br>6　認定こども園法第２３条の規定による評価の結果等を踏まえ、設備及び運営の向上を図るよう努めること。 |
| 学級の編制 | 1　満３歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。 |

| | |
|---|---|
| | 2　学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、１学級の子どもの数を３５人以下とすること。<br>3　子どもの処遇の向上を図るよう、前項に定める人数を下回る子どもで学級を編成するよう努めること。 |
| 職員配置 | 1　施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合を除き、調理員を置くこと。<br>2　満１歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、看護師又は准看護師を置くよう努めること。<br>3　教育又は保育に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める員数を合計した数以上とし、常時２人を下回らないこと。<br>⑴　満４歳以上の子ども　おおむね３０人につき１人<br>⑵　満３歳の子ども　おおむね２０人につき１人<br>⑶　満１歳以上満３歳未満の子ども　おおむね６人につき１人<br>⑷　満１歳未満の子ども　おおむね３人につき１人<br>4　子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前項に定める人数を上回る職員の配置に努めること。<br>5　前各項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。 |
| 設備 | 1　次に掲げる設備を設けること。ただし、施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合にあっては、調理室を設けないことができる。<br>⑴　職員室<br>⑵　乳児室又はほふく室（満２歳未満の子どもを入園させる場合 |

| | | |
|---|---|---|
| | | に限る。）<br>⑶　保育室又は遊戯室<br>⑷　保健室<br>⑸　調理室<br>⑹　便所<br>⑺　園庭<br>⑻　飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備<br>２　特別な事情があるときは、前項の規定にかかわらず、保健室と職員室とを兼用することができること。<br>３　満３歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の数は、学級数を下回らないこと。<br>４　保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の子ども１人につき１．９８平方メートル以上とすること。<br>５　乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない満２歳未満の子ども１人につき１．６５平方メートル及びほふくする満２歳未満の子ども１人につき３．３平方メートルを合計した面積以上とすること。<br>６　園舎の面積は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める面積を合計した面積以上とすること。<br>⑴　満３歳以上の子ども　次に掲げる学級数に応じそれぞれに定める面積<br>ア　１　１８０平方メートル<br>イ　２以上　３２０＋１００×（学級数－２）平方メートル<br>⑵　満２歳の子ども　１人につき１．９８平方メートル<br>⑶　満２歳未満の子ども　前項に定める乳児室又はほふく室の面積 |

| | |
|---|---|
| | 7　園庭の面積は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める面積を合計した面積以上とし、満２歳以上の子ども１人につき３．３平方メートルを下回らないこと。<br>⑴　満３歳以上の子ども　次に掲げる学級数に応じそれぞれに定める面積<br>ア　２以下　３３０＋３０×（学級数－１）平方メートル<br>イ　３以上　４００＋８０×（学級数－３）平方メートル<br>⑵　満２歳の子ども　１人につき３．３平方メートル<br>8　前各項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。 |
| サービスの提供 | 1　教育を行う時間は、１日４時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。<br>2　保育を行う時間（教育を行う時間を含む。）は、原則として、１日８時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。<br>3　次に掲げる事項について記載した規程を設けること。<br>⑴　施設の目的及び運営の方針<br>⑵　提供する教育及び保育の内容<br>⑶　職員の職種、人数及び職務の内容<br>⑷　教育又は保育を行う日及び時間<br>⑸　保護者から受領する費用の種類及び額<br>⑹　子どもの区分ごとの利用定員<br>⑺　利用の開始及び終了に関する事項<br>⑻　非常災害その他の緊急時における対応方法<br>⑼　虐待の防止に関する措置 |

| | |
|---|---|
| | ４　感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。<br>５　認定こども園法第２３条の規定による評価の結果を保護者に周知するとともに、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。<br>６　障害のある子どもが入所している場合は、その者の障害の状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施すること。<br>７　保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。<br>８　非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<br>９　設置者は、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条の暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わない、又はこれらと密接な関係を持たないこと。<br>１０　前各項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。 |
| 記録の作成及び保存 | 規則で定めるところにより、職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存すること。 |
| 事故等への対応 | １　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととし、設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるこ |

| | |
|---|---|
| | と。<br>2　保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。<br>3　子どもの負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市及び家族に連絡すること。<br>4　前３項に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。 |